

1 災害救助法について（いずれも運用改善事項）

- (1) 法律上金銭支給ができるにもかかわらず（23条2項）、実際には現物支給のみとなっているのを改めるべきである。特に、県外避難者などに対しては、食品、飲料水及び生活必需品は現金支給すべきである。
- (2) 23条1項7号では「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」と規定されているが、現状貸付しか実施されていない。これを改め、中小零細事業者に対する資金給与を積極的に実施すべきである。
- (3) 一般基準で定められている「応急仮設住宅」や「応急修理」などの無資力要件を撤廃すべきである。また、「福祉仮設住宅」については、2,342,000円の限度額を超える適切な限度額を一般基準で明確にすべきである。
- (4) 今般の震災後に発出された特別基準に関する通知の内容を厚生労働大臣との協議・同意を要しない一般基準に適宜格上げし、自治体の負担を軽減すべきである。

2 被災者生活再建支援法について

(1) 運用改善事項

ア 原発被災や社会的インフラの破壊等によって長期避難を余儀なくされている世帯は、2条2号ハの「居住する住宅が居住不能のものとなり、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」に該当することを明確にすべきである。

イ り災証明書の発行を待たずに基礎支援金を支給すべきである。

(2) 法改正事項

ア 2条2号の「被災世帯」に住宅の「半壊」や「一部損壊」、地盤崩壊によって居住困難となった場合、生業に直結する事業用建物を加えるなどの要件緩和を行うべきである。

イ 3条で上限300万円とされている支給金額を大幅に増額するだけでなく、行方不明等の場合に不平等な扱いとなり得る世帯主要要件を撤廃すべきである。

ウ 多額の支給によって基金（9条）が破たんすることのないよう、2分の1とされている国による補助（18条）を大幅に増額すべきである。

3 災害弔慰金の支給等に関する法律について

(1) 運用改善事項

現在必要としている保証人を不要とすべきである。

(2) 法改正事項

ア 弔慰金（3条3項）、障害見舞金（8条2項）ともに生計維持者（一家の支柱）であるか否かによって金額が異なるが、不平等であるから、この差別は撤廃すべきである。

イ 労災障害等級1級程度に限定されている障害見舞金の障害程度（8条1項、別表）を緩和し、労災障害等級の該当者すべてに広げるべきである。

ウ 労働者災害補償法の規定を参照しつつ、現在上限250万円とされている障害見舞金の額（8条2項）を障害の程度に応じて大幅に増額するとともに、一括払いのみならず年金方式での長期的な支援を可能とするべきである。

4 住宅手当制度について（運用改善事項）

ア 「平成19年10月1日以降の離職」「離職前の主たる生計維持者」「ハローワークへの求職申込み」を問わず、被災世帯に住宅手当を支給するべきである。

イ その場合の収入基準と支給額については、いずれも生活保護基準の1.3倍以上に設定すべきである。特に、複数世帯の生活保護・住宅扶助基準額は低額に過ぎるので大幅に増額すべきである。

ウ 現在、社会福祉協議会の総合支援資金で借り入れることとされている敷金、礼金等の住宅入居費についても、住宅手当制度において給付することとすべきである。

エ 原則6か月最大9か月とされている支給期間を大幅に延長すべきである。

5 生活保護法について

（1）運用改善事項

ア 避難所等において災害救助法による「炊き出しその他による食品等の給与」を受けていたとしても、これは被災による新たな需要のごく一部を補うものに過ぎないことから、収入認定すべきでないことを明らかにすべきである。この点、生活保護手帳別冊問答の問8-47「災害見舞に贈与された主食」において、概ね一か月分の食糧費相当分を超えるものについて収入認定を必要としている点は、今般の災害が未曾有の規模のものであって「生活基盤の回復」に相当の時日を要することから改められるべきである。

イ 生活保護を受給している者が受領した義援金は、次官通知第8-3（3）アの「臨時的に恵与された事前的性質を有する金銭」として無条件で収入認定すべきでないことを明確にすべきである。

同様に災害救助法、被災者生活再建支援法及び災害弔慰金法等に基づいて受領した給付金は、次官通知第8-3（3）オの「臨時的に受ける補償金、保険金または見舞金」に該当し、「自立更生計画書」の提出によって収入認定除外しうること、自立更生計画の内容や疎明の程度については柔軟かつ弾力的に対応すべきことを明確にすべきである。

- ウ 義援金や被災者生活再建支援法等に基づく給付金を受領した者が生活保護を申請した場合には、課長通知問第8-53によって次官通知第8-3(3)オが準用されており、上記イと同様の取扱いとなることを明確にすべきである。
- エ 現在、保護開始時に最低生活費以下でなければならないとされている預貯金についても、被災状況によっては当該世帯の「自立の助長」(生活基盤の再構築)の観点から、上記イ、ウと同様に自立更生計画書の提出を条件に保有を容認し得ることを明確にすべきである。
- オ 今般の被災地域の特性から自動車の保有は当該世帯の自立の助長のために必要不可欠であることから、原則として保有を容認することを明確にすべきである。
- カ 知人宅のみならず、親族、きょうだい、親子宅であっても、一時的な避難先として居住している場合には、形式的に同一世帯と見ることなく、適切な世帯認定を行うべきことを明確にすべきである。

(2) 法改正事項

今般の震災は未曾有の規模であって住居を喪失した被災者が全国各地の避難先で保護を要する事態となることが予想されることから、震災に起因する生活保護費については、その全額を国庫負担とすべきである(法73条1号参照)。